

ランチタイム・オンライン研修会



# 飲食店レビュー掲載サイト高裁判決 インハウス弁護士のためのアルゴリズム変更と 独禁法・民事上のリスク低減策

主催：リーガルリスクマネジメントガイドライン研究会

3.11 月 12:05-12:55

西村あさひ法律事務所  
弁護士 角田 龍哉 先生



－モデレーター－  
Airbnb 日本法務本部長  
弁護士 渡部 友一郎 先生



本日は貴重なお時間をありがとうございます。  
開始時刻まで、今暫く、お待ち下さい。

# はじめに

本日50分の全体構成

1. 日本組織内弁護士協会(JILA)
2. 御礼(皆様 | 講師の角田先生 | 後援)
  - a. JILA 第3部会[IT/通信/エンタメ]
3. 全体構成
  - a. 角田先生講演(25-30分)
  - b. ディスカッションタイム(20-25分)
4. 注意事項
  - 録画放映です。Q&Aセッションはございません。
  - 各講師個人の見解であり、所属する組織・団体の見解ではありません。
  - 本講演のスライドは日本組織内弁護士協会のウェブサイト上からダウンロードできます。

# 田中さんの相談

今日の50分のゴール



田中さん(事業部)「今、ウェブサービスの仕様変更(アルゴリズム変更を含む)を検討しています。この変更は、一部の顧客に不利益(5点満点のレビューの再評価、相対的な低下など)をもたらす可能性があります。」

佐藤さん(法務部)「なるほど。」

田中さん(事業部)「部長が『日経新聞で、飲食店レビュー掲載サイトのアルゴリズム変更が訴えられたケースを見た。』と心配してまして...。」

佐藤さん(法務部)「東京高裁判決を踏まえ、リスクを特定・分析し、リスク軽減策があれば、十分な情報に基づく意思決定(informed decision)ができそうですね。喜んでお手伝いします。」

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

“ ○○法のリスク  
があります(完)



“ 本件では〇〇法第〇条に抵触するリーガルリスクが特定できます。このリーガルリスクを「起こりやすさ」と「結果の大きさ」の2つの横軸縦軸でリスク分析すると、XXXという高い発生の蓋然性と、YYY例えば刑事罰というリスクがあります。法的リスク評価を行うと、既存のリスク管理策ではXXXの点で十分ではなく、法務としてはこのままの状態ではリーガルリスクは取れないと考えます。

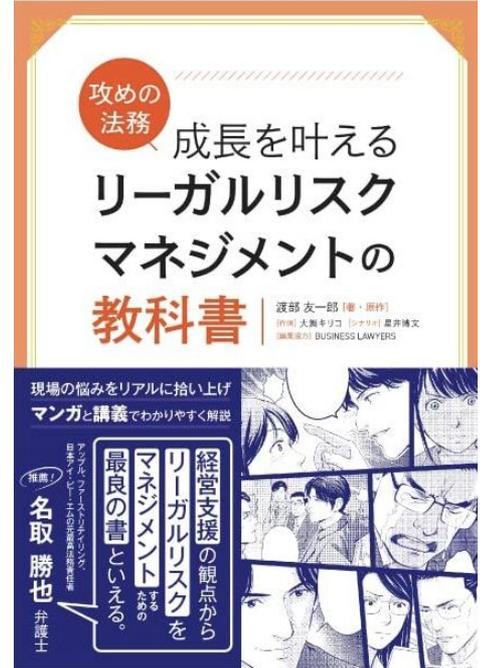
しかし、リスク対応として、ZZZ及びAAAを同時に講じられれば残留リスクは許容できるレベルにまで低減できる可能性があります。ZZZとAAAのほかに取りうるリスク対応策の選択肢がないか、この後お電話で相談できないでしょうか。法務も解決策を一緒に見つけたいです。

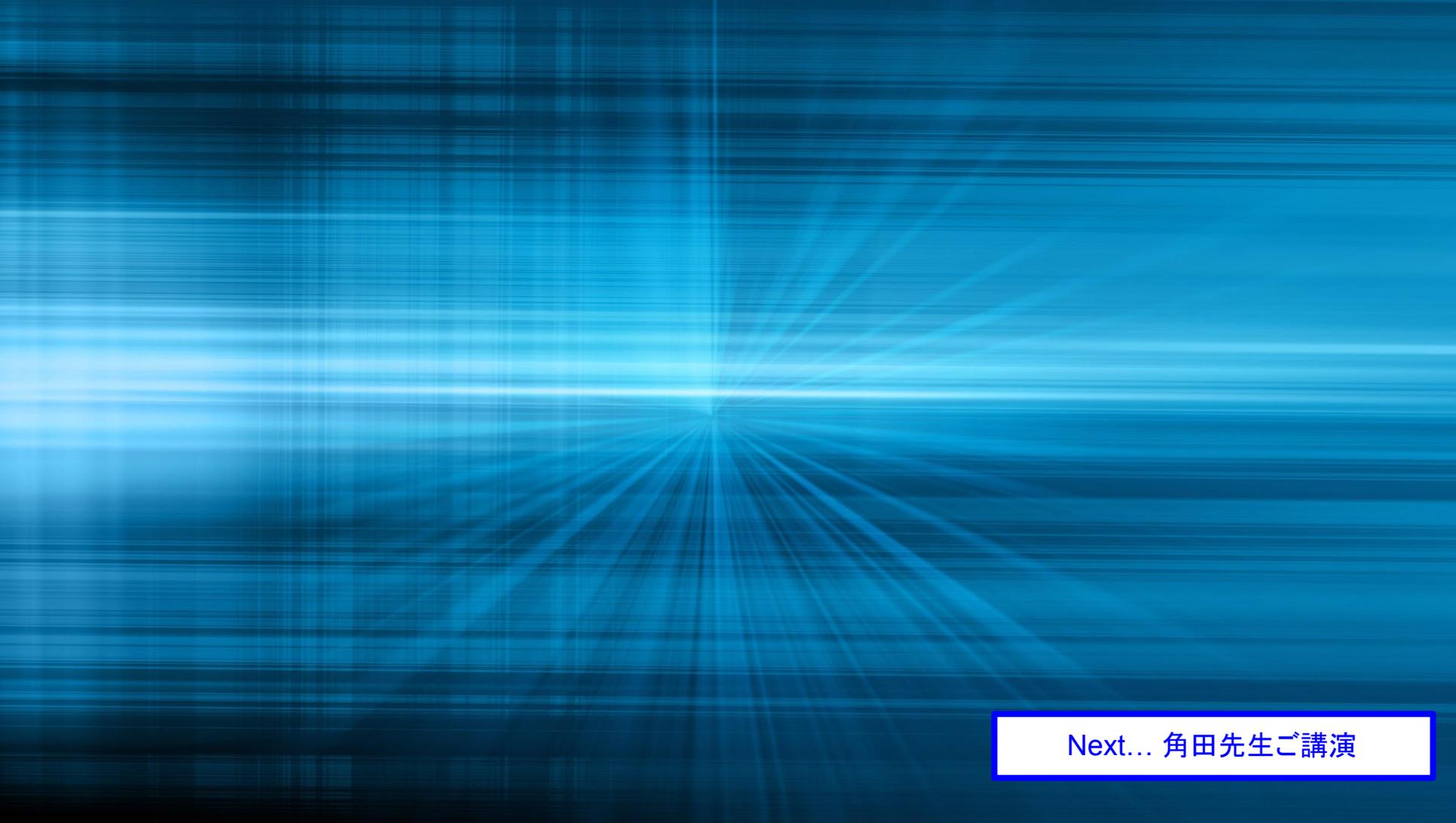


# 独学されたい方へ(教科書)



このプロジェクトをすすめようと考えているんですが法的にはどうでしょうか？  
恐れ入りますが急ぎの案件で、明日朝10時まで!



The background is a deep blue gradient with a central point of light. From this point, numerous thin, bright blue lines radiate outwards, creating a starburst or lens flare effect. The lines are most concentrated in the center and become more sparse towards the edges. The overall effect is one of depth and light emanating from a central source.

Next... 角田先生ご講演

# 高裁判決の3つのポイント

- ▶ プラットフォームの核（コア）となるコンセプトをベースに、サービスの仕組み（アーキテクチャ、規約・契約関係）や、アルゴリズムの変更の経緯・目的を合理的に説明することが、不当なアルゴリズム変更ではないことを確保する出発点でした
  - ▷ このような説明により、プラットフォーム上での競争や利用者の自主性として認められるべきベースラインがクリアになり、リスク評価もしやすくなります
- ▶ アルゴリズムの一律・一貫した適用・運用が変更などの合理性を担保しています
  - ▷ こうした運用により、恣意性や不合理性を取り除きやすくなります
- ▶ アルゴリズムの変更時の留意事項に対する示唆
  - ▷ 平時における、同等性や一貫性に配慮した運用体制や情報提供が大切になります
  - ▷ 変更に係る①目的の正当性と②その目的を達成する手段としての有効性は整理する
  - ▷ 不利益が生じる相手方の属性/パターンやその程度の予想が一定の精度で付く場合や、情報提供にあまり支障がない場合などには、事前通知を含めた対策を講じた方が望ましいことは変わりません（通知も緩和措置も不要という本件の結論には事案特有の要因もありそうです）

# 事案の概要

- ▶ 飲食店レビュー掲載サイトであるXは、同意の有無にかかわらず飲食店の情報を掲載し、一般消費者が、飲食店の**利用者の投稿コメント**などを通じて、自分の嗜好に合った飲食店を**検索し、閲覧**することができる「**グルメコミュニティサイト**」として運営され、飲食店・一般消費者に広く利用されていました
- ▶ この「サイトX」は、一般消費者に対する情報提供の一環として、**アルゴリズムを用いて飲食店の「評点」を算出・設定**していました
  - ▷ このアルゴリズムは、口コミの投稿者が付した点数や投稿者の影響度を踏まえ、**一般消費者の感覚とのズレを適切に是正する目的で運用**されてきており、「サイトX」に掲載された**全ての飲食店に対して一律に適用**されていました
  - ▷ 他方で、**飲食店自身は「評点」には関与できない仕組みや契約**となっていました
- ▶ 「サイトX」は、このアルゴリズムに関して、**サクラ投稿といった不正行為の防止のために定期的な見直しを行っており、その旨を公表**していました
  - ▷ 今回、「サイトX」は、一般消費者の感覚とのズレを防ぐための有機的・一体的な措置として、「**新ロジック**」を導入するとともに、投稿者の影響度の調整と**チェーン店の評点を下げるといふ飲食店の認知度の調整**を行いました（「**本件変更**」）
  - ▷ ただし、「サイトX」は、**本件変更についての公表はしませんでした**
- ▶ 本件変更後、チェーン店Yは、評点が下がり、**営業利益が減少**しました

# 高裁における主な争点

---

- ▶ 争点①：本件変更が独占禁止法上の**差別的取扱い**に該当するか
- ▶ 争点②：本件変更が独占禁止法上の**優越的地位の濫用**に該当するか
- ▶ 争点③：**評点が下がるようなアルゴリズムの変更をされないこと**についてチェーン店Yに権利又は法律上保護される利益はあるか
- ▶ 争点④：「サイトX」に**評点が下がるアルゴリズムの変更をしてはならないチェーン店Yとの契約上の義務**はあるか
- ▶ 争点⑤：「サイトX」には**評点が下がるアルゴリズムの変更をする場合における事前の公表又は通知義務や損害の回避・軽減のための配慮をする義務**はあるか

# メイン論点解説①：差別的取扱い

- ▶ 「サイトX」は、「取引の実施について」、他の飲食店に比べて、チェーン店Yに対して「不利な取扱い」を「不当に」行ったか
- ▶ 「取引の実施について」
  - ▷ 変更は、チェーン店Yが締結した有料店舗会員契約に関して行われた措置ではない
  - ▷ しかし、変更は、飲食店が、「サイトX」の店舗会員になって、「サイトX」を通じた更なる集客を図ろうとすることにつながる評点を変動させるものだから、チェーン店Yとの関係では、取引の実施に当たる
- ▶ 「不利な取扱い」
  - ▷ 変更によってチェーン店Yの評点が下落することは予想されており、実際にそのような結果が生じた
  - ▷ ジャンルやエリア等の関係で競合する非チェーン店に比べて不利な取扱いをした

# メイン論点解説①：差別的取扱い

- ▶ 「不当に」（公正競争阻害性）
  - ▷ 変更は、**評点の算出の問題を改善し、一般消費者の評点に対する信頼を確保する目的で行われたものであり、また、その目的に照らして変更の内容は不合理なものではない**
    - ▶ 「サイトX」という場合は、こうした変更が行われることを織り込んだ「競争」が行われる場である旨が示唆されている
  - ▷ 変更による「**評点の下落**」だけでは飲食店市場における**直接・重大な影響とはいえない**（「競合非チェーン店に比べた」「損失の大きさは証拠上認められない」）
- ▶ 本件変更等は、独占禁止法上禁止された不当な差別的取扱いに該当しない

## メイン論点解説②：優越的地位の濫用

---

- ▶ 「サイトX」は、チェーン店Yに対する「優越的地位」を「利用して」、「不利益となるよう」な「取引を実施」し、「正常な商慣習に照らして不当」な行為をしたか
- ▶ 「優越的地位」を「利用して」
  - ▷ 「サイトX」の有力な地位や、チェーン店Yにおいてはインターネット・サイトX専用電話経由の予約が**約31%**を占めていた（高い依存度の存在）ことなど（地裁判決での認定）
  - ▷ **店舗会員であるかを問わず、掲載された飲食店に対して、アルゴリズムを自らの判断だけで変更、適用できる**
- ▶ 「不利益となるよう」な「取引を実施」
  - ▷ 差別的取扱いと同様

# メイン論点解説②：優越的地位の濫用

- ▶ 「正常な商慣習に照らして不当」（公正競争阻害性）
  - ▷ 不利益の予見可能性・過大性を総合考慮して、相手方の自主性を抑圧するかという見地から判断する
  - ▷ 変更は、一般消費者から信頼される公正な評点の算出により近づけるという一定の合理的目的の下で、相当な範囲で行われた（「自主性」の範囲を想定）
    - ▶ これまでの高い評点はチェーン店に対する多数の口コミ等による過大評価とも言い得る
    - ⇨地裁判決では、目的が正当かの判断は留保されたうえ、達成手段としての合理性も否定
  - ▷ アルゴリズムが定期的に見直され、評点の変動すること自体は公表済み
    - ▶ 飲食店に対する事前通告は、これを逆手にとった対策を許し、かえって一般消費者の信頼を損ない、「サイトX」の運営自体に重大な支障を来す
    - ⇨地裁判決では、影響度対策での見直しについてのみ公表されていたと指摘
  - ▷ 味やサービス改善、広告宣伝活動は制限されない
    - ▶ さらに言えば、評点の下落によって上位表示されなくなるリスクはランキнда検索における「内在的制約」にとどまる
- ▶ 本件変更等は、独占禁止法上禁止された優越的地位の濫用には該当しない

# その他の論点

---

- ▶ 争点③：評点が下がるようなアルゴリズムの変更をされないことについて権利又は法律上保護される利益はあるか
  - ▷ **有料店舗会員契約に基づいて当該権利・利益は認められないし、「サイトX」は飲食店を独自に調査して評点を付しているのではなく、投稿者からの口コミを基にアルゴリズムを適用して評点を算出する仕組みを用いているに過ぎない**
  - ▷ **ただし、評点に対して飲食店に一定の利害関係が生じて、アルゴリズムが不当な目的で変更されるなどした場合は別論**
- ▶ 争点④：評点が下がるアルゴリズムの変更をしてはならない契約上の義務はあるか
  - ▷ **有料店舗会員契約にその旨の権利の定めはないし、評点には飲食店は関与できない仕組み**になっている（そういう義務を認めると評点を上げるべき飲食店との関係で上げる変更もできなくなる）
- ▶ 争点⑤：評点が下がるアルゴリズムの変更をする場合における事前公表又は通知義務や損害の回避・軽減措置のための配慮義務はあるか
  - ▷ **一般消費者に対して口コミを基に評点を算出する旨を説明しているのに、飲食店に対して、アルゴリズムの変更内容を事前に公表又は通知することは、飲食店との関係構築や配慮をしているとして、評点の信用性を損ねてしまう**

# まとめ

- ▶ 「サイトX」は有力な地位を有しており、情報掲載・検索・予約・投稿など一般消費者と飲食店との間の取引の媒介（関与）の度合いも比較的高い部類のプラットフォーム（ポータルサイト）であった。また、アルゴリズムの変更のような取引に関連する事項の事後的な変更は、優越的地位の濫用が問題となる行為類型の典型パターンの一つでもあった
- ▶ それでも高裁では独占禁止法違反が認定されなかったポイント
  - ▷ プラットフォームのコアとなるコンセプトや規約・契約関係に照らして、「サイトX」では、通常、飲食店がアルゴリズムの変更を通じて評点を下げられずにいるというような競争・取引環境は想定されていないことの合理的説明ができた
  - ▷ 問題となったアルゴリズムは一律に、かつ、平時からの情報提供と一貫した形で変更・運用され、恣意性や不透明性、不相当性が問題となりにくかった
  - ▷ ただし、①味やサービス改善、広告宣伝活動といった代替手段、②現状の評点がチェーン店の口コミ数の多さによる過大評価である可能性の存在、③事前通知すると「サイトX」の運営自体が難しくなるリスクといった本件の事案特有のポイントの影響も大きそうので、通知・緩和措置の検討が必要になるケースは残る

# まとめ（参考）

- ▶ **実務上はさらに検討を要する論点も少なくなく（以下は一例）、予断を許さない**
  - ▷ 訴訟提起後も措置を継続していたようだが、訴訟追行と並行して見直しなどの検討はすべきだったか（アルゴリズムに関する正当性の主張の時機の選択はどのように考えるべきか）
  - ▷ 差別的取扱いとの関係でも、事前にアルゴリズムの変更可能性を公表していたことは、不当な目的がなかった事情の一つとして、明示的に考慮されて然るべきではなかったか
  - ▷ 複数のプラットフォームを併用する「マルチホーミング」は、優越的地位があることの根拠の一つとして位置付けられたままだが（地裁判決）、本来は取引先変更の容易性を示す事情ではなかったか
  - ▷ 評点の変動による無料店舗会員や非店舗会員への影響も、評点が（有料）店舗会員になるかを検討する事情になることに鑑みると、「取引の実施」に該当し、独占禁止法上のリスクが問題となるか
  - ▷ 問題とする行為の選択
    - ▶ 下落した評点を掲載した行為が問題であるとすれば、営業利益の下落との関係はより直接的になるかもしれないが、評点の削除や修正を求める権利等は通常認められていない以上、独占禁止法違反は認められないという結論に変わりはないか
    - ▶ 有料店舗会員は、初期設定である標準検索において上位表示されやすくなるはずだったが（その限度では飲食店がサイトXの情報提供の在り方に関与し得る）、上位表示されにくくなることが問題であると主張したらどうだったか（もし規約・契約上評点や表示方法に対する飲食店の権利利益が読み取れる条項が他にあったらどうだったか）
  - ▷ 営業利益が2割減少しても独占禁止法24条が定める「著しい損害」には足りないと言えるか

# 講師紹介



## 角田龍哉

Tatsuya Tsunoda

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業  
弁護士 | 東京

Tel: 03-6250-6757 (Direct)

E-mail: t.tsunoda@nishimura.com

### 学歴

2011年 慶應義塾大学法学部 (LL.B.)

2013年 東京大学法科大学院 (J.D.)

### 経歴

2014 - 東京大学法科大学院 未修者指導講師

### 登録

第二東京弁護士会(2014年登録)

Certified Information Privacy Professional/Europe

### 主な著書・論文

#### ▶ 著書

『ChatGPT産業革命』(2023)

『2020年 個人情報保護法改正と実務対応〔改訂版〕』(2022)

『AIの法律』(2020)

デジタルプラットフォーム/IT分野における国内外の競争法・独占禁止法、下請法、消費者法といった経済法案件を中心に従事。AI、電気通信・電波、データ保護、各種業規制等の様々なデジタル関連の規制案件も手がけるほか、国内外のデジタル政策・国際動向分析に精通しており、デジタル関連のレギュレーションや公共政策ポリシーマターについて幅広い知見と対応力を有する。GPAI 2022登壇、AIガバナンス協会賛助会員。

#### ▶ 論文

「米国等におけるAIとメディア・クリエイターをめぐる業界・政策動向」(2024)

「生成AIと競争法」(2023)

「EUの生成AIをめぐる規制動向と日本の金融業界への示唆」(2023)

「電気通信・電波を利用するサービスに対する新規制と実務対応」(2023)

「ChatGPTと生成AIに関する法的倫理的課題」(2023)

「改正電気通信事業法がプライバシー・セキュリティのガバナンスに与える影響とその対応」(2023)

「弁護士法72条とリーガルテックの規制デザイン(上)(下)」(2022-2023)

「DPF取引透明化法の適用対象が拡大 デジタル広告をめぐる最新動向」(2022)

「日本におけるDXとクラウドの活用 競争政策に対する示唆を踏まえて」(2022)

「情報法制と独禁法の転回 - いわゆるWalled Gardenを中心に」(2021)

#### ▶ その他

「西村高等法務研究所 (NIALS) CLOUD Act(クラウド法) 研究会報告書 Ver.2.0 -企業が保有するデータと捜査を巡る法的課題の検討と提言」(2023) など多数

⚠ 注意 ⚠

(A) 個別の事案により異なるため、事案のリスクに応じて、独占禁止法を専門とする外部弁護士への相談を推奨します。

(B) ディスカッションの「リーガルリスク低減策」の部分は、(1)差別的取扱い、及び、(2)優越的地位の濫用における「取引の実施」「不利な取扱い」「優越的地位を利用して」等の要件が充足される可能性が高い案件（東京高裁の事案がベース）を念頭に、「不当に」（公正競争阻害性）の要件に該当するリーガルリスクを低減するアイデアを専ら議論しています。

Next... ディスカッション

## Question

?

角田先生、本件で「特定」されるリーガルリスクを教えてください。

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

## Question

?

高裁判決に基づく、独禁法のリスクに加えて、不法行為に基づく損害賠償請求も、併せて、リーガルリスクとして「特定」すべきですか？

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

## Question



独禁法のリーガルリスクを見た場合、  
リスクの「分析」として、違反した場合  
の「**結果の大きさ**」についてどう思わ  
れますか？

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

## Question



独禁法のリーガルリスクを見た場合、  
リスクの「分析」として、違反した場合  
の「**結果の起こりやすさ**」についてどう  
思われますか？

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

## Question

?

高裁判決を手掛かりに、アルゴリズム変更時に注目できそうな「リスク低減策」(リスク対応)は何でしょうか？その理由も教えてください。

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

## Question

?

組織内弁護士として高裁判決を読んだとき、アルゴリズム変更時の目的を適切に文章・記録し、形式性を高めると良いと感じました。フィードバックがあれば教えてください。

コミュニケーション & 協議

Phase 1  
リスク特定

Phase 2  
リスク分析

Phase 3  
リスク評価

Phase 4  
リスク対応

ランチタイム・オンライン研修会



# 飲食店レビュー掲載サイト高裁判決 インハウス弁護士のためのアルゴリズム変更と 独禁法・民事上のリスク低減策

主催：リーガルリスクマネジメントガイドライン研究会

3.11 月 12:05-12:55

西村あさひ法律事務所  
弁護士 角田 龍哉 先生



－モデレーター－  
Airbnb 日本法務本部長  
弁護士 渡部 友一郎 先生



本日はご参加ありがとうございました (Fin)